

令和4年度第2回審議会

日 時	令和4年11月1日（火） 13時35分から15時35分まで
場 所	総合福祉会館 3階3-1会議室
出席委員	北村房子、櫻井寛和、安部吉弘、高井伸穂、塚原千恵、長尾富美雄、原田峻平、深川寛治（計8名）欠席：なし
出席職員	山田基盤整備部長、大野基盤整備部参事 水道課 若林課長、塚原 下水道課 桜井課長、酒向、那須（計7名）
傍聴者	なし
<p>議事</p> <p>(1) 審議事項 水道料金、下水道使用料の水量別料金について</p> <p>(2) 報告事項 水道事業、下水道事業の現況と決算 経営戦略の策定期間について</p> <p>司会 本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 会議に入ります前に、中部電力パワーグリッド株式会社関営業所長様につきましては、異動の関係で、委員の交代がございました。令和3年7月以来委員を務めて頂いた白木様に代わりまして、新たに安部(あべ) 吉弘(よしひろ)様が審議会委員にご就任いただきましたので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。 (安部委員が自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の会議の内容といたしましては、資料の表紙にございますように、上下水道事業の現況及び令和3年度決算についてご報告をさせていただきます。その後、関市の水道料金、下水道使用料につきまして審議していただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまから、令和4年度第2回関市上下水道事業経営審議会を開会いたします。原田会長さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長 議事に入ります前に、定足数の確認で委員8人（8人中8人）が出席していただいておりますので、審議会規則に定める会議の開催要件（委員の過半数の出席）を満たしていることを報告いたします。それでは、議事に入ります。最初に、事業の現況、決算の状況について、事務局、お願いします。</p> <p>(水道課長、下水道課長から説明その後質疑応答)</p> <p>会長 質疑もないようですので、次の議事の審議事項について、事務局から説明をお</p>	

願います。

下水道課長 はじめに前回の審議会で出された意見についての回答を説明させていただきたいと思います。

まずは1点目の料金改定の周知、広報の強化についてでございますが、住民説明会の開催日時については、前回の料金改定では広報に掲載を行いました。今回の料金改定については、広報への掲載に加えて、ホームページへの掲載のほか、市長の定例記者会見時に広報してもらう等を追加として検討したいと考えております。

次に2点目の中長期の上下水道事業の収支バランスを踏まえた料金改定の見直しについてでございますが、今回の料金改定案は今後10年間の収支バランスからシミュレーションしたものです。社会情勢の変化などから10年後の収支バランスを見通すことは難しいと考えております。今後の審議会では収支バランスが図られているかどうかチェックしていただく機会を設けて参りたいと考えております。

次に3点目の水道の使用料金収入を増やす取り組みについてでございますが、今後周辺自治体の取り組みの研究等を行いまして、実現可能な施策について検討をしてみたいと思います。

最後に4点目の低料金、且つ安全・安心な関市の水道料金のPRについてでございますが、住民説明会において、県内他市との比較や、県内でも上位に位置付けられる関市の水道料金が現状でどの程度安いかを説明します。また、ホームページにおいて、関市の水道は、渇水（取水制限）が頻発する木曾川（支川を含む）を水源とする他市町の水道水の供給と比較して安定的な供給が可能（安心）であること等を説明してまいります。

会長 では、質疑がありましたら、後ほどまとめてということで次をお願いします。

下水道課長 それでは水道料金改定案について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。現行の水道料金設定の特徴を確認したいと思います。前回の審議会でも確認しましたが、岐阜県内の市で水道料金の比較をしております。その結果、一般家庭向けの水道料金、口径13mm、20mmの料金設定は県内で最も安いと言える料金設定といえます。ただし、口径が25ミリ以上となりますと、県内他市と比較して平均的な位置にあります。資料の23ページ、24ページ、25ページから30ページをご覧ください。23ページでは13ミリの口径では県内他市とくらべても一番安価であることが分かると思います。36ページをご覧ください。日本水道協会がまとめた統計で令和3年度に家事用の20m³当たり1ヶ月の料金は、同じ人口規模の団体中、日本国内で第4位の安さだったと示されています。

31ページをご覧ください。資料2で確認できますが、県内市の料金設定の違いにつきましては、基本料金や水量料金単価において市によって多様となっているのが現状です。その中で、関市では基本料金及び一般家庭を意識した少使用量区分の水量料金単価について安価に設定し、特に一般家庭の料金負担を抑えることに重きを置

いてきたという状況です。

続きまして資料の 9 ページをご覧ください。今回、水道料金と下水道料金を同時に改定するにあたり、使用者の皆さまに負担いただいております水量料金と下水道料金の徴収の仕組みの違いについて両者を比較しました。基本料金を比較しますと、水道料金は口径別に設定されているのに対しまして、下水道料金は排水量の大きさに関係なく、一律であることに違いが見られます。特に一般家庭向けの水道の口径 13 mm と下水道の基本料金を比較すると、基本料金は 2 倍近くになっています。

下水道料金の基本料金が水道料金より高めであるのは、下水道では 2 ヶ月間で 20 m³までの水量については使用の有無に関わらず基本水量として基本料金に含めて徴収されていることが要因として挙げられます。

次に水量料金ですが、水道においては前のページでご説明しましたように大口徑で多くの水量を使用される方にご負担いただいていることは、この水量料金の設定が関わっております。使用水量による区分を設け、段階的に料金単価を上げていることが大きな特徴でこの特徴は逡増性と言います。水道においては、使用水量が多くなるほど単価が高くなる性質（いわゆる逡増性）が大きい料金設定を採用し、大口使用者に相応分の負担をしていただく料金設定となっており、このことは下水道料金と比較しましても違いがはっきりと出ております。

続きまして資料の 10 ページをお願いします。引き続き下水道料金と水道料金の特徴の説明になります。水道料金については、料金設定によって家事用と事業その他用や大口使用者に負担割合の差が出ていることが「供給単価」の違いに現れます。供給単価は、水道の使用 1 立方メートル当たりの平均料金額です。使用量や口径次第で水道料金には大きく影響することが下水道料金との違いとなって現れています。そして、囲みにありますように、水道料金については、特に一般家庭には負担を低く抑えることとしているのに対し、下水道料金は使用した排水量に沿って公平に利用者に負担を求めることとしております。

続きまして資料の 11 ページをお願いします。まず、上下水道共通の今回の料金改定の大枠の方針です。現行の料金設定を基本とし、口径や使用量の違いによる料金改定率への影響をできるだけ小さくすること。今回の料金改定では、現行の料金体系を抜本的に見直すのではなく、現行料金体系を基礎とすることとします。改定によって増減の影響を受ける使用者の間に大きな差が生じないようにするためでございます。

続きまして 2 つ目、料金設定による改定率は目標を満たすこと【22%】

前回の審議会で提案させていただいた改定率案の目標を満たす料金設定とすることが大前提にあります。

3 つ目、現行の水道及び下水道の料金設定の課題を検証し改善方策を検討すること。この方針は、現行の水道料金及び下水道料金の設定にあたり、水道料金収入の安定化や下水道料金の基本水量などの改善において、今回の料金改定がその機会と捉え、改定案を検討いたしました。また、水道・下水道それぞれの料金設定の現状については次の次のページでご説明します。

続きまして資料の 12 ページをご覧ください。水道料金改定案を作成した手順についてご説明します。

まず基本料金については口径ごとに設定し、これを 2 案作成しました。

次に、2 つの基本料金案をもとに、令和 6 年、9 年、12 年に必要な水道料金の総額が見込めるよう水量料金単価を設定しました。水道料金収入総額の見込み額を算出するには、各年度での口径ごとの件数、水量区分ごとの使用水量の需要予測が必要ですので、これを過去の実績の推移などのデータをもとに試算しました。

需要予測の詳細は資料 4 (37 ページ) でございます。資料の詳細説明は省きますが、特に水道使用水量は、年度の経過にともない減少する予測になっておりますのでご了承ください。

続きまして、基本料金及び使用水量ごとの水量料金単価を口径別に設定し、後で説明させていただく 2 つの案でそれぞれ料金計算を行い、現行料金と比較しました。なお、改定率について、口径や水量ごとで極端な負担の増減が発生しないよう確認しています。この比較表が資料 7 (48 ページ) になっておりますが、各改定案の説明のあとにご覧いただければと思います。また、後程説明する下水道料金設定の手続きも同様の形をとっております。

13 ページをお願いします。ここでは、11 ページで触れた、現行の上下水道料金設定の現状を示しております。

まずはひとつ目、基本料金の占める割合が、他団体と比較して小さいため、特に下線で示しましたように、料金収入の安定性について弱い面・脆弱(ぜいじゃく)性があるということです。資料 5 では他団体との比較結果を示しております。県内市の平均が約 30% であるのに対して、関市は 22% と水道料金に占める基本料金の割合が低いことがわかります。

2 つ目としては、口径の違いやこれに伴う使用水量の大小について生じている負担の差によって、水道料金収入が、大口使用者の依存度が高まっているということでございます。大口径の水道利用者である企業等では、工場等の稼働率が水道使用水量に比例するため、料金収入に直接影響しやすくなっています。とくに令和元年度は景気が後退局面に入ったこと等(内閣府 R2.7.30 景気動向指数研究会の認定)が原因で大口径使用者の使用水量が大きく減少し、料金収入が全体で 5% 減少しました。

続きまして資料の 14 ページをお願いします。下水道料金改定の説明に先走る形になってしまいますが、この際、下水道料金の現状について下水道課に替わり、簡単に申し上げます。先ほど、水道料金と下水道料金の特徴の違いを確認しましたが、一般家庭向けでは、下水道料金が水道料金より割高となっており、市民へのアンケート結果を見ると、下水道料金が割高であるという声もあります。これは、下水道の基本料金には 20 m³までの水量料金が含まれていることが要因の一つとなっていることが考えられます。また、下水道の基本水量である 20 m³を平均で下回る家事用使用者(13mm・20mm の家事用使用者)の割合は令和 2 年度で全体の 21.3% あり、家事用使用者のうち概ね 5 分の 1 が基本水量 20 m³の範囲内の使用となっております。

す。高齢者のみ世帯やアパートなどに居住する学生・未婚者などの単身世帯者が低水量使用者に含まれていると推察します。(詳細な内訳は調査困難のため不明)

次に 15 ページをお願いします。これより水道料金改定案の説明に入ります。

水道料金改定案の 1 つ目でございます。この案は、基本料金と水量料金単価を現行単価に改定率を乗じて算出したもので、すべての使用者が一律に加増されるため、公平性が高く、解りやすいものと言えます。一方、先ほど説明したとおり、料金全体に占める水量料金の割合が大きいため、使用水量の増減がそのまま料金収入に影響することとなります。16 ページをお願いします。第 1 案の料金表をまとめたものです。基本料金と水量料金単価がすべてほぼ目標改定率のとりの増加率となっています。なお、基本料金は半月単位で取り扱うこととなるので、2 ヶ月分で 20 円刻みに設定しております。(使用期間 1 日から 15 日で基本料金 0.5 月分、16 日から 1 月で基本料金 1 月分)

続きまして資料の 17 ページをお願いします。第 2 案は、先ほどの使用水量の増減が料金収入に影響することを踏まえ、全体の水道料金に対する基本料金の割合を上げることに焦点を当てた検討を行いました。現行では、全体の水道料金に対して基本料金の占める割合は約 22% ですが、これを 1% 増の 23% とするという目標として掲げました。23% としたのは、それ以上の目標割合で試算したところ特に小口径の改定率が高くなりすぎてしまうため、様々な条件での試算をした結果、適した割合として 23% としました。また、基本料金の中で口径 40 mm 以上の口径については、資料 2-1、2 から県内他市の基本料金と比較しても安価であることから、現状よりも基本料金の改定率を上げる調整を加えます。この第 2 案のメリットとしては、水道料金全体に占める基本料金の割合を増やすことにより、収入の安定性を高めるものであること。デメリットとしては、低水量使用者に対して改定率が大きくなることが挙げられます。

18 ページをお願いします。続いて、第 2 案の料金の設定方法です。1 では、基本料金の設定として、13mm から 30mm までは改定率を 30% とし 40 mm の口径については、改定率を 35% に、50mm 以上では 40% と段階的に高める設定としました。2 では、全体として 22% の改定率になるよう水量料金単価を調節して設定しました。基本料金を割り増ししたため、水量料金の改定単価は抑えられる結果となります。

19 ページをお願いします。第 2 案の料金表です。基本料金については、第 1 案と比べて割り増しとなっていますし、水量料金単価では、増加率は抑えられています。

20 ページをお願いします。ここでは、まとめとして各案の比較表(資料 6)から見られた結果を説明します。第 1 案はそもそもすべての条件で一定の改定率となるよう設定されており、そのままの結果に反映されています。第 2 案では、基本料金の改定率が高くなっていますが、その代わり水量料金単価を抑えたことから使用量が多い場合には改定率が下がっております。

21 ページをお願いします。資料 6・7 を元に、主要と考えられる部分を抜粋した表です。口径ごとに使用水量を順番に並べた時に、使用水量が小さい方から 1/4 の値、中間値、3/4 の値の水量を 3 段表示にし、さらに 2 つの案の水道料金、増加額及び

改定率を一覧表にまとめ、比較しました。特徴として現れていることは、第2案は、平均より少ない使用量では改定率が高くなっているところです。改定率は高く見えますが、使用水量が少ない比較的料金が少額の範囲での増加にとどめられており、口径13mm20mmでは第1案と比較して増加額が100円未満に抑えられています。水道料金改定案はこのような結果となりますが、この後ご説明する下水道料金の改定結果と併せてご判断いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。最後に、22ページをお願いします。各改定案のもとで、改定率22%を確保できるか。また、料金収入がどのように推移するかを確認した表となります。資料8を簡潔にしたものです。第1案では22%、第2案では21.7%の改定率となりました。第2案では令和12年度に基本料金割合が23%になっております。両案とも概ね目的に達していると考えます。

以上で水道料金改定の説明を終わります。

会長 それでは引き続き下水道事業についてお願いします。

下水道課長 続きまして下水道事業の料金改定案について説明をさせていただきます。50ページの資料下水1.1をご覧ください。料金改定率を令和6年度に22%とするうえで、次の2案で検討しました。A案は現行と同じ料金体系、つまり、2カ月20m³までを基本水量込みの基本料金と20m³を超える水量から従量料金がかかる料金体系と、B案は（2カ月20m³までを基本水量として使用料の有無に関わらず料金を一定としていたものを廃止し）、基本料金と1m³から従量料金がかかる料金体系とする案です。

51ページの資料下水1.2をご覧ください。1人、3人、6人世帯の料金請求単位である2カ月間の標準的な排出汚水量から算出される料金を2案毎に計上しました。標準的な汚水の排出量は1人世帯であれば、2ヶ月間で16m³、3人世帯であれば2ヶ月間で40m³、6人世帯であれば、2ヶ月間で68m³としています。B案については、2ヶ月で20m³以下を基本水量としていた現行の基準を見直しまして、単身世帯の負担を抑えたいうえで、全体として22%の料金体系とするため、48m³以上の使用水量では、22%を超える改定率となっています。

これらの8~2,000m³までの使用水量を一覧にしたものが、52ページの資料9になります。現行の料金体系を維持するA案では、どの使用水量でも22%ですが、B案では20m³を下回る水量では、改定率を22%より低く設定している分、48m³以上の使用水量では22%を超える改定率となっております。

続きまして53ページの下水2をご覧ください。各案のメリットとデメリットでございます。まずA案については、メリットとして現行と同じ料金体系のため、料金改定を等しく負担する点で公平であることや、解りやすい点が挙げられます。一方、デメリットとしては、これまでと同様、使用水量が20m³以下の利用者は、使用水量にかかわらず、定額の料金を負担するため、負担感が大きいことが挙げられます。B案については、メリットとして使用水量が20m³以下の利用者の負担を減らすこと

ができる一方で、48m³を超える使用水量では、利用者の負担が重くなる点がございます。

55 ページの資料 10-2 をご覧ください。各案の改定案の収入予測でございますが、令和 3 年度の実績比でともに 2 億 5 千万円の増収を見込んでおります。2 案は全体としておおむね 22%の改定で料金設定をしておりますが、水量区分毎の料金設定が違うため、収入額にいくぶんかの違いがでてきます。これらを試算してみましたのが、資料 10-2 になります。また経営戦略の将来推計に使われている有収水量が年 0.5%程度低下する予測を加味して算出したのが、有収水量考慮後の金額となります。改定後 6 年を経た令和 12 年度においても、令和 3 年度の実績比で A 案では約 17%増、B 案では約 14%増の収入を見込んでおります。それによりまして一般会計からの繰入金を抑えることができるため、今後見込まれる更新投資に対応する資金への対応が A 案、B 案ともに余裕を持つことができます。また経費回収率についても A 案、B 案ともに公共・特環では、10%程度、農集では 5%程度改善が図れます。

54 ページの資料 10-1 では基本料金の割合を示しています。料金収入に占める基本料金の割合は、A 案では 34%、B 案では 28%となります。

72 ページの資料 13-6 は 2 月に県内市を対象としたアンケートの結果ですが、料金収入に占める基本料金の割合が 3 割程度ですと、岐阜市、高山市、多治見市、羽島市、郡上市、海津市が、2 割程度ですと可児市、瑞穂市が採用しています。他には 4 割程度の大垣市（大垣・墨俣）、中津川市、瑞浪市、山県市、下呂市、5 割程度の大垣市（上石津）、美濃市、土岐市、飛騨市、6 割程度の恵那市があります。

56 ページからの資料 11-1～11-4 をご覧ください。まず、第 A 案の現行の体系維持の案については、資料 11-1～11-2 になります。現行の体系に対して令和 6 年度に 2.2%と改定するものです。68 ページの、資料 13-4 をご覧ください。水量区分の変更についてですが、B 案については、水量区分を変えております。まず、20 m³以下について、少量使用者に対する料金改定を行うため、0～10 m³と 11～20 m³に分けています。また、大きい水量区分については、これまで 80 m³～であったのを、101～200 m³と 201 m³～に分けました。69 ページからの資料 13-5 の県内市では、最大の水量区分は、101 m³～が 7 市、201 m³～が 4 市、251 m³～と 501m³～、そして 20,001 m³～が各 1 市となっています。68 ページの資料 13-4 にあるように 101～200 m³が全体の 8%を占めているので、101～200 m³の水量区分を独立した区分として、最大水量区分を 201 m³～としました。

第 B 案の基本水量廃止案ですが、59 ページからの資料 11-3～11-4 になります。20 m³までは平均改定率 22%を下回る一方、48 m³以上は 22%を上回る体系としております。利用者が等しく同じ負担増加が公平なのか、少量使用者に配慮してそれ以外の使用者に平均より多く負担していただくことがよいのか議論があるところです。参考資料として、他市の料金設定をご用意いたしました。

69 ページからの資料 13-5 の県内市を見てみますと、税抜金額ですが、20 m³ですと 3,000 円台は 12 市（中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市）、2,000 円台は 8 市（岐阜市、大垣市、

高山市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市)になります。また、34 m³ですと、5,000 円台は 13 市 (中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市)、4,000 円台は 6 市 (岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市、飛騨市)、3,000 円台は 1 市 (大垣市) になります。

62 ページの下水 3 をお願いします。改定案を県内市の料金体系を比較すると次のことが言えると思います。まず、当市の現行料金体系は、20m³ までの基本水量込みの基本料金として、かつ単身世帯を前提としていない料金設定であることから、他市と比較すると 20 m³までの料金が割高です。次に、22%改定後は、岐阜市の現行料金と比べてほぼ全ての使用水量で高くなり、さらに羽島市の料金 (※羽島市は令和 5 年度改定予定) と比べても、300m³ から 2,000m³ の範囲で高くなります。3 つ目に料金改定後の 20m³ 当たりの使用料は現行料金体系と同様、2,000 円台に留まるため、現在関市を除く 20 市のうち 8 市が 2,000 円台となっていますが、その位置づけに変わりありません。

63 ページからの資料 12-1~12-2 では、県内市のうち、関市の周辺の市 (岐阜市、各務原市、美濃市、羽島市) と料金設定の高い東濃の市 (恵那市、中津川市) 及び基本水量を設けていない可児市の下水道使用料と関市の使用料体系と比較しました。20 m³以上の料金設定で 2 案とも関市を全て上回っているのは、恵那市、中津川市、可児市、美濃市です。また、各務原市は 58 m³以上の水量で関市の料金設定を上回ります。また、羽島市は 20 m³~200 m³の水量で関市を上回ります。

最後に 75 ページからでございます。こちらにつきましては、上下水道料金の改定案の組合せの結果についての資料でございます。参考にご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

会長 整理をしますと 22%の改定を行う中で、水道事業で 2 つの案、下水道事業で 2 つの案を出していただきました。ご議論のあとで挙手をして頂き、審議会としての案としたいと思います。水道事業については、1 つは一律 22%とする案、もう 1 つは基本料金の割合を今より 1%増やす案、これは使っていない方からも料金を頂く基本料金の割合を増やすことで収入の安定性を図る案です。下水道の方は基本水量を維持したのが A 案、基本水量の考え方をなくし、1 m³から水量料金を頂くというのが B 案、いずれも平均的な改定率が 22%となるようにしたものです。皆さんの意見を伺いたいと思います。

委員 一般家庭の世帯人数 (工業用水を除いた平均的な使用水量) というのはどのようなのでしょうか。

事務局 世帯人数そのものの資料は手元にありませんが、前回の審議会でご提供した資料によりますと目的別使用水量として家事用は平均 44 m³です。

委員 水道事業の案1と下水道事業の案Aですと公平性を保つという案だと思いません。市民の方々にご説明する時に、水道事業では口径の太い細いで差が出てくる案2で下水道事業については、あくまで公平性を保つA案でいきますという時に、考え方が水道事業、下水道事業とで別れてもお客様に対してしっかりと説明できれば問題ないでしょうか。同じ説明ができるほうが納得感がでるように思います。

事務局 公平性という表現が人によって解釈が異なるかと思われますので、事実としては水道事業も下水道事業も今の料金体系を踏襲するのが、水道事業の1案と下水道事業のA案です。それに対して基本料金の比重（割合）を少し大きくした水道事業の2案のように、対案として提示させて頂いたのがもう一方の案です。私どもの言い方に公平という言葉を使ったのでそのように受け取られたのかと思いますが、水道事業の1案と下水道事業のA案が現行の料金体系を踏襲した案というものです。

会長 そもそも現行料金体系は水道事業については、基本料金の割合が低い、それに対して下水道事業については、基本水量を設定していることで少量使用者からもある程度料金を頂くということで、そもそも水道事業と下水道事業とで考え方が違うので、水道事業についても下水道事業の少量使用者からもある程度料金を頂くというのが2案だというものです。また、水道事業の考え方に下水道事業が近づけるならば、少量使用者に配慮してB案をとるとということになるのかと思います。

事務局 下水道事業が基本料金が高めだということですが、前回10年前の改定でも議論されたところなのですが、下水道事業で基本料金が高めに設定しているのは水道事業と異なり、汚れた水を河川に流せるまできれいにするのにどうしてもお金がかかってしまいますので、その点で少量使用者にもある程度の負担をお願いしてきた背景があります。ただ、10年前に単身世帯への配慮が必要ではないかという意見が議会でもありましたし、県内市へのアンケートでも単身世帯へ配慮した料金体系をとる市もありましたので、選択肢として少量使用者の配慮したB案を用意して審議委員の方に議論して頂こうと用意したわけです。

委員 水道管が老朽化して資金がないということから料金改定の話がでてきたわけですね。そうすると一律22%上げることが一番公平ではないかと思います。

会長 22%をそのまま上げることが公平ではないという話ですが、そもそも負担の点を考えると単身世帯であってもコストはかかっている。水道事業においては基本料金の割合を高める方が本来あるべき負担ではないかという考え方もあると思います。

委員 水道事業で基本料金の割合をあげるという案は理にかなっていて、料金をあげると節水しようとする方もおられると思います。基本料金の割合をあげると使用水

量が下がっても、減収を抑えることができますね。

委員 料金改定すると企業誘致に影響するという心配はないのですか。

事務局 令和元年度では料金収入が大きく下がっていて使用水量が減ったことによる影響が基本料金の割合が少ないことにあることが分かっています。また、料金改定による企業誘致への影響は読みづらく現時点ではお答えしがたいです。

会長 水道事業、下水道事業ともに 22%をとるのは分かりやすい。水道事業を経営の安定を図る 2 案にしても、下水道事業で少量使用者に配慮した B 案を取ると水道事業の改定の影響を抑えられますね。

委員 事務局としてはどの案をすすめたいのか？

事務局 事務局としては、どの案も令和 12 年時点で収支のバランスが図れるように作成していますので、どの案を採用になったとしても問題ありません。

会長 経営の安定からみると水道事業は 2 案、下水道事業は A 案になると思います。それに行政ですので、市民への配慮というのがあるとは思いますが。

委員 経営の安定化は大切だとは思いますが、高齢者などで収入が困難な方にとっては 22%より大きくならない案がよいかと思います。

委員 前回の審議会では 3 年毎に改定という案があったので、10 年は改定がないと考えていましたが、単年度で一律 22%ということであれば、当面の資金が確保できれば良いのではないかと思います。

委員 年金も少なくなっていくことを考えると水道事業 1 案、下水道事業 A 案がよいのではないかと思います。

会長 経営の安定は裏を返せば使わなくても支払わなければならないということでそれをどう考えるかということだと思います。

会長 それではこれ以上意見がないようですので、挙手に参りたいと思います。

水道事業は 1 案が 6 人 2 案が 1 人

下水道事業は A 案が 7 人 B 案が 0 人

会長 審議会としては、水道事業は 1 案、下水道事業は A 案としたいと思います。

それでは、その他の事項についてお願いします。

事務局 料金改定の効果の検証についてですが、料金改定による財源については、水道事業では老朽管路の更新と運営経費の確保を主な目的に、下水道事業では、下水道処理施設の設備の更新と自主財源の確保を主な目的としております。しかしながら、料金改定による収入増加が当初の目的通り行われていることは検証する必要があります。従って、毎年定例で行われる関市上下水道事業経営審議会での決算の報告において、料金改定による収入増加金額の報告と水道の老朽管等の更新、下水道事業の下水道処理施設の設備更新及び上下水道事業の運営状況について報告することで料金改定による収入増加が当初の目的に従い使われていることを審議会で検証して頂きたいと考えております。

また、前回の審議会の中でありましたように、10年前に改定したのを今回改定するという事なので、今後は5年に1回程度経営状況を踏まえた審議会を開催し料金改定する必要があるかどうか、定期的にチェックしていく必要があり、次回の審議会で審議して頂く答申案にその旨を盛り込みたいと考えておりますがいかがでしょうか。

会長 ご提案がありました皆さんどうでしょうか

委員 実際料金が改定されるのはまだ先ですね。料金改定を踏まえた更新計画を説明できればよいかと思いますが。

事務局 これまで計画していた更新計画を着実に実行でき、運営資金も確保できるということだと思います。更新計画の見直しについては、ダウンサイジングも含めて検討しているところでございますが、できるだけ分かりやすい形で報告し、検証して頂く形になると思います。

事務局 経営戦略についても、料金改定を踏まえた試算を行いますので、審議会で検証して頂きたいと思います。

会長 審議会で検証して頂くので、参照するものが必要であるということですね。

それでは、報告事項を続けてお願いします。

水道課長 関市水道事業経営戦略は平成29年度に策定し、翌平成30年度に一部更新をして以来3年が経過しています。現行の経営戦略について、収支計画において将来11年間の収支状況の動向予測を行う中で水道料金改定による収入増の必要性を提起しており、令和6年度の改定（改定率22%）をする場合の収支計画も策定していますが、上下水道事業経営審議会で現在議論をしている料金改定について答申内

容を収支計画に反映させる等の更新を本年度中に予定しています。概要について次回の審議会で説明したいと思っております。

下水道課長 下水道事業経営戦略の改定時期は令和7年度としております。理由としましては、公共下水道事業のストックマネジメント計画が3カ年（令和4年度～令和6年度）で策定を進めており、令和6年度に公共下水道事業の建設改良費、修繕費の必要金額（50年の推計を基に令和7年～令和11年までの5年間）が把握できること、料金改定は令和5年の議会の議決を経て令和6年度を予定しているためです。

会長 経営戦略については次回の審議会ということですね。他に質問もないようですので、次のその他の事項について、事務局から説明をお願いします。

司会 その他につきましては、次回の審議会の開催時期でございます。当初11月を予定しておりましたが、来年1月を念頭に、後日調整させていただきたいと思いますが、このような予定でよろしいでしょうか。

会長 次回の審議会の開催時期について、事務局から提案がありましたが、いかがでしょうか。それでは、次回の審議会の開催時期については、事務局の提案のとおりとします。これで、議事をすべて終了しましたので、進行を事務局に戻します。

司会 本日は、長時間にわたって慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして、審議会のほうは閉会とさせていただきます。お疲れ様でございました。